

自然電力株式会社「(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業 環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年9月14日付けで自然電力株式会社より届出された「(仮称) 浜松市天竜区熊風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書（発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤）は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成29年12月15日
- (2) 浜松市長意見 * 平成30年3月14日
- (3) 環境審査顧問会風力部会（第1回）
*平成30年4月6日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・工事用道路、保守管理道路、土捨て場、森林の伐採量及び範囲等の事業計画の詳細を準備書で掲載すること。	・今後の環境影響調査結果や関係機関等との協議を基に計画を精査し、準備書以降においては確度の高い計画を示す。
・事業実施区域内の土捨て場については、環境への影響が大きい場合には、事業実施区域域外に変更する等の検討をすること	・環境への影響が大きい場合には、事業実施区域外に変更する等の検討を行う。

(1)～(3)の資料については、下記URLを参照。

http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、浜松市長の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。